

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年2月19日（木）午前10時0分～午前11時51分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（企画調整局）

1. 予算第31号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 第101号議案 第6次神戸市基本計画-2035年の神戸-の策定の件
3. 陳情第174号 「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情

（行財政局）

1. 予算第31号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 予算第38号議案 令和7年度神戸市公債費補正予算
3. 報 告 第2期神戸市公共施設等総合管理計画（案）について

（地域協働局）

1. 予算第31号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
2. 第102号議案 神戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例の件
3. 第103号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立魚崎南地域交流センターほか）
4. 報 告 神戸市男女共同参画計画（第6次）の策定について
5. 報 告 工事請負契約の締結について（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 吉 田 健 吾

副委員長 坂 口 有希子

委 員 岩谷 しげなり

森 本 真

吉 田 謙 治

黒 田 武 志

大井 としひろ

しらくに高太郎

平 野 章 三

河 南 忠 和

よこはた 和幸

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、2月17日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、躍動の会さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） 御異議がありませんので、許可することに決定いたします。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室及び選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項について質疑の予定はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 特にないようですので、会計室及び選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の待機を解除しますから御了承願います。

次に、陳情第174号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、企画調整局審査の冒頭に聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、さよう決定いたしました。

次に、令和8年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月26日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましてはその旨をお含みおきいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（企画調整局）

○委員長（吉田健吾） これより企画調整局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第174号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の今中さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内をお願いいたします。

○陳述者 須磨区の今中一寿であります。

わたしから神戸市への提案制度は、市民の声を吸い上げる制度として非常に素晴らしいものであるというふうに感じております。

しかしながら、この制度が形骸化しております。その原因は何かと申しますと、提案等の採否を所管課が行うことになっているからであります。所管課が提案等の採否の判断を行うことがなぜ駄目なのかということについて、詳しく説明をさせていただきます。

私の具体的な経験から申し上げます。私は、大阪国税局に勤務いたしました。その中でも、国税処分に関わる国税不服審判所と国税訟務官室に、この2つの部署に勤務いたしました。皆さん御存じのように、国税局、または税務署が行った処分に不服がある場合には、国税不服審判所長に対して審査請求ができます。その審査をする国税不服審判所は、公正・中立な判断を行う機関として創設されております。そのメンバーは、裁判所からは所長と裁判官、そして、民間の有識者として公認会計士、税理士、そして国税庁の職員から構成されております。

一方、国税訟務官室は、国税不服審判所の処分に不服がある場合には、裁判所に訴訟を行いますが、その場合の国側の代理人として勤めるのが国税訟務官室であります。全く2つの立場は違うわけでありまして。私は、その両方の組織を経験いたしました。

国税訟務官室勤務のときには、納税者サイドの言い分には、立場上、耳を傾けることはほとんどできませんでした。一方、国税不服審判所勤務のときには、納税者サイドの言い分にも十分に配慮いたしました。その違いは一体何だったんだろうかと思いつつ、人間は置かれた立場によりまして、判断が大きく異なることを経験いたしました。

その経験を踏まえて申し上げます。「わたしから神戸市への提案」事業に関する実施要綱第12条をぜひ改正をしていただきたい。市民の声が反映できる制度にさせていただくことを切にお願いをいたします。

どうか、所管課に公正・中立な判断を求めるということは、非常に不可能であるというふうに考えます。提案の採否を判断する機関を中立・公正なものにする必要がどうしてもあります。これは第三者機関、あるいは監査事務局の所掌に行うべきではないかと考えるのであります。

陳情の趣旨は以上でございます。

これから御当局の御見解が示されるものとは思いますが、どうか、どのような御判断をされるかちょっと分かりませんが、慎重に御判断いただきたい。そして、委員の先生方に特にお願いを申し上げたいのは、これは行政と市民との対決の議案でございます。どちらのサイドに立ってお考えになるのか、どうか慎重に御判断をいただけますことを切にお願いを申し上げまして、私の陳情を終わります。ありがとうございました。

○委員長（吉田健吾） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案2件、陳情1件について、一括して当局の説明を求めます。

西尾局長、着席されたままで結構です。

○西尾企画調整局長 ありがとうございます。おはようございます。企画調整局の西尾でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案2件、陳情1件につきまして御説明申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

初めに、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、企画調整局関係分につきまして御説明申し上げます。なお、以下計数につきましては、1万円未満を省略して御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

2歳入歳出補正予算の説明でございます。

補正額の欄を御覧ください。

(1)歳入につきまして、第20款財産収入、第2項財産売却収入として、株式会社ジェイコムウエストの株式売却代で2億8,078万円を、第25款市債、第1項市債として、神戸市立工業高等専

門学校の施設整備等に係る市債発行見込額の補正のため1億3,200万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

(2)歳出につきまして、第2款総務費、第2項企画費として22億7,696万円を、第13款教育費、第8項高等専門学校費として2億3,473万円を、第10項外国語大学費として1億3,097万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

事業の概要でございますが、学生による高齢者等へのスマホ相談窓口の拡充として、高齢者等のデジタルリテラシー向上と学生の雇用機会創出を目的としたスマホ相談窓口の開催枠の拡充のため1億558万円を、第三次仮想化基盤構築として、庁内情報システムのサーバーを集約・一元管理する仮想化基盤の構築のため16億2,287万円を、文書管理・電子決裁システムOS更新として、システム用サーバーの基本ソフトウェア更新のため1億575万円を、庁内電話更新として、本庁舎の電話交換機とモバイル端末の更新のため1億275万円を、学生食堂を通じた支援として、学生食堂の提供価格を引き下げるなど学生への支援を行う大学・高校等への補助のため3億2,500万円を、地域再生事業の推進として、既存の地域資源を活用した、魅力ある公共空間やまちのたたずまいの創出のため1,500万円を、神戸市立工業高等専門学校の施設整備費として、学科再編に伴う改修工事や神戸高専地域共創テクノセンターの整備等のために2億1,214万円を、多子世帯を対象とした授業料等の減免として、高等教育の修学支援新制度の支援拡大に伴う減免の拡充のため、神戸市立工業高等専門学校を対象として2,259万円を、神戸市外国語大学を対象として1億3,097万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

3繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第2項企画費におきまして、学生による高齢者等へのスマホ相談窓口の拡充等8件を、第13款教育費、第8項高等専門学校費において、神戸市立工業高等専門学校の施設整備等2件を、それぞれ翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上、神戸市一般会計補正予算のうち、企画調整局関係分につきまして御説明申し上げました。続きまして、5ページを御覧ください。

第101号議案第6次神戸市基本計画-2035年の神戸-の策定の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は第6次神戸市基本計画を策定するに当たり、神戸市議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を経た上で策定しようとするものでございます。

内容につきましては、概要資料で御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

1. 策定の趣旨でございますが、本市の総合基本計画は、令和7年度末に終期を迎えることから、令和6年度に最上位計画である神戸市基本構想を策定いたしました。

その下位計画となる新たな基本計画につきまして、2035年の神戸のありたい姿と、その実現に向けた方向性を示すものとして、様々な市民参画の取組を行いながら計画案を取りまとめてまいりました。

2. 第6次神戸市基本計画-2035年の神戸-案の構成でございますが、多くの市民、関係者と共に描いた10年後の都市像と、その都市像を数値で表したKGIを掲げ、その都市像を実現するための基本姿勢と3つの方向性を掲げております。

3. 前回報告時からの変更点でございますが、昨年12月の総務財政委員会にて御報告させてい

ただいた後、パブリックコメントや審議会の議論を経て、計画名称及び都市像のタイトルを変更しております。

12ページを御覧ください。

参考1. 市民参画の取組でございますが、令和6年度から令和7年度にかけて、ウェブアンケートやワークショップなどを通じて約5万1,000人の市民意見等を集め、審議会において議論を重ねてまいりました。参考2. 「2035年の神戸」の紹介動画でございますが、このたび、より多くの市民の皆様の基本計画に対する理解を深めていただくため、ワークショップに御参加いただいた兵庫県立御影高等学校2年生、放送部、櫻井唯心さん御協力の下、10年後の都市像についての動画を作成いたしました。

本日はその動画を放映させていただきますので、5ページの中ほどから6ページにかけまして掲載しております「2035年の神戸」の内容と併せて御視聴いただければと存じます。

それではこちらのモニターを御覧ください。

（ビデオ上映）

○西尾企画調整局長 以上でございます。

12ページにお戻りいただきまして、参考3には、総合基本計画策定の全体スケジュールを掲載しております。

現在、基本計画の下位計画である神戸2030ビジョンの素案につきまして、1月24日から2月22日までパブリックコメントを実施しており、3月の総務財政委員会において、その結果を踏まえた最終案を御報告させていただく予定でございます。

13ページ以降に、神戸2030ビジョンの素案を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、陳情文書表を御覧ください。

陳情第174号「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情でございますが、わたしから神戸市への提案制度の提案の採否を判断するのは、所管課ではなく第三者機関を創設するか、または監査事務局が審議する制度に変更することを求めるものでございます。

本陳情に対する本市の考え方を御説明いたします。

わたしから神戸市への提案は、神戸市政をよりよくするために、市民の皆様から提案・意見をお寄せいただく制度であり、市民の声を市の施策改善につなげていくことを目的としております。

年間で3,000通を超える投稿がありますが、氏名等を明らかにされ回答を希望される場合には、提案内容を所管する所管課より回答する仕組みとしております。投稿された方に迅速に回答するため、現場での確認作業を要するものや、回答調整に時間を要するものなどを除き、原則として10開庁日以内に回答することとしております。

所管課から回答する仕組みとはしていますが、投稿内容のうち、特に重要なものや、応対苦情に関するものは局室区長決裁、手続・運用等に係る業務改善に関するものや、実現に当たって、政策判断や予算措置が必要なものは、副局長または所管部長決裁とするなど、慎重な判断の下、回答を作成するようにしております。

また、令和7年2月からは、企画調整局と行財政局で全ての投稿について、第三者的な視点で内容を確認しており、改善が可能と思われる項目については、所管課にさらなる検討を実施させております。

その結果、市民の皆様からの提案・意見を取り入れ、市政の改善につなげているところでございます。

なお、監査事務局からは、監査委員は地方自治法により、地方自治体の事務の執行について、自らの判断で監査等を行う権限が定められているが、市民からの個別の提案を判断する権限は与えられておらず、また、監査テーマ等は、社会経済情勢や市民の声などの情報も幅広く収集しながら監査委員が協議をし、総合的に判断して決定しているため、個別の要望が直接的に監査テーマ等に反映されるものではないことと確認しております。

これらの理由から、現時点で現行制度を変更する予定はございません。

以上、議案2件、陳情1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（吉田健吾） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、企画調整局関係について、御質疑はございませんか。

○**委員**（森本 真） 2ページの株売却のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

今回、ジェイコムウエストの株式を売却するという事になってるんですけども、このジェイコムウエストと神戸市の関係はどうかということとですね、もう1つ、反対に株を買うということで、神鉄の株を神戸市が購入して、経営に関与してまちづくりの施策と連動するんだってという新聞記事がありました。そういうのも踏まえてなぜ売却するのか、お伺いしたいと思います。

○**吉岡企画調整局デジタル戦略部長** 御答弁申し上げます。

まず、現在の株式の取得の経緯でございます。平成5年から6年にかけて、当時の会社になるんですけども、ジェイコムウエストの前身団体の株式会社ケーブルテレビ神戸及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋に対して、それぞれ1億円を出資をしております、その権利として株式を取得したのが始まりでございます。

出資の目的でございますけれども、当時インターネットの商用利用が始まりつつある時勢でございました。

一方でケーブルテレビというものが、当時は1地域に1事業者しか認められないというところで、将来的にケーブルテレビがインターネットの有望なインフラになるという中で、公共性を確保するという目的で出資をしたものというふうに承知をしております。

このたびですけれども、現在のジェイコムウエストの株式について、その親会社であるジェイコムが、地域法人9社あるんですけども、それを統合するということを昨年8月に発表いたしました。それを踏まえてジェイコム側から本市が保有する株式の買取りについて打診がございました。買取り価格について評価をして妥当というふうに判断をいたしましたので、今回、株式を譲渡するという事と判断をしたものでございます。

神戸電鉄の株式取得につきましては、都市局のほうで所管する事項でございますので、経緯等承知をしております。

以上でございます。

○**委員**（森本 真） 株を持つということは、神鉄の新聞記事にあるように経営に関与するというか、まちづくりに関与するという事で買ったと。

インターネットの初期の、インターネットを広げようということで買ったというふうに思いますけれども、それを全部売却して、言うたらまちづくりっていうか、地域に影響はないのかっていうことを再度お願いします。

○吉岡企画調整局デジタル戦略部長 まず、当時インターネット回線というものが商用で始まる中でブロードバンドというものもまだない状況でしたので、都市型ケーブルテレビというものにごく期待が高まっていた時代だったかと思うんですが、現在、御承知のとおりスマートフォンも含めてブロードバンドの選択肢が広く普及してございますので、その観点での公共性といったところは薄れつつあるのかなというふうに承知をしてございます。

また、ジェイコムウエストとの関係性は、連携協定等も含めて、引き続き密に連携をしていくということで、双方に確認してございますので、問題ないというふうに判断してございます。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、第101号議案第6次神戸市基本計画-2035年の神戸-の策定の件について、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 基本計画については、私も審議委員として審議会に参加をしておりました。それで、多分説明も聞いたかもしれませんが、前回の2025年までの第5次神戸市基本計画のときと違ってというか、いろいろ工夫されて市民意見等々聞いているのは分かるんですけども、この今回でいうと、ビジョンと基本計画っていうのは、何か一緒に審議してたような気がするんですけど、そんなことはなかったですか。

○山本企画調整局副局長 審議会の中でビジョンの現在の検討案ということをお紹介をしたことはあったかとは記憶しているんですが、審議会でお議論いただいたのは、あくまで基本計画の内容であったと記憶してございます。

○委員（森本 真） それで、その今回の2030ビジョンの素案は、基本的に基本計画に基づいて、審議会じゃなくて別途有識者会議で検討されてるんですけども、それはなぜなのかっていうのがちょっとよく分からなくて、そのK P Iの中身もですね、言うたら審議会——基本計画の審議会では、何ら論議をしてないんですけども、それはどうなるのかというふうに私は感じているんですけど、いかがでしょう。

○山本企画調整局副局長 基本計画につきましては、いつの時代も変わることのない神戸の基本理念、あるいは2035年の神戸のありたい姿とその実現に向けた方向性というのを多くの市民と共に描きながら策定の取組を進めてきて、それを審議会でお議論いただいて、私ども答申としていただいた——それを御提案を申し上げているという内容になります。

今、御紹介のありました2030ビジョンといいますのが、この市民と共に描いた基本計画を実現していくために、市として今後5年間で取り組む基本政策であったりとか、主な施策を示します行政の計画でありますので、各局や外部有識者と議論を重ねながら策定を進めているところでございます。

先ほど御説明を申し上げたとおり、現在2030ビジョン素案につきましては、パブリックコメントを実施しておりまして、その内容も踏まえながら、また改めて3月の総務財政委員会においてしっかりと御報告を申し上げたいと考えてございます。

○委員（森本 真） ちょっとK P Iの係数等々ですね、こういうことが必要なのかということも感じてますので、意見だけ申し上げておきます。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは次に、陳情第174号「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情について、御質疑はございませんか。

○委員（吉田謙治） 質疑というわけじゃないんですけどね、やっぱりこの陳情者がおっしゃっているように、回答としては、やっぱりよく分からない回答だなと思うんですね。どうしてかと言ったら、この事務分掌に関わる条例であったり規則であったりですね、そこに市民から御提案ないしお尋ねがあった場合には、所管部署が回答するというふうになっているわけですね。なぜそうなのかと、これ言わずもがなの部分もあると思うんですね。所管部署なので、御提案内容について一番よく分かっているといえますか、それは所管部署であってですね、それ以外のところということになると、そもそも御提案の内容についての情報だとか考え方について、用意されてるわけじゃないから、だから所管部署でっていうことになっているんだけど、陳情者の方は所管部署だとどうしてもやっぱりその現状を守りに入ってしまうから、客観的にチェックをしてほしいと、こういうことなんだろうと思うんですね。

そうすると客観的にチェックするという話になったときにどうするかと。今日、初めて陳情者のお話をお伺いしてて、国税局のほうでお勤めだったということでもありますけれども、このお話の趣旨としては、そういうことが陳情というか提案の中にあっただのかなかったのか、ちょっと私分かりませんが、丁寧にやっぱり説明するとすれば、特に今回の御提案というのは、特定の行政処分に対してどうこうおっしゃってるわけじゃないんですね。

つまり、こういう制度があって、この制度の適否についてどうかということをおっしゃってるわけで、この制度の適否の背景が当然あるんだと思うんですね。そのことを説明をされないの、つまり第2番目の質問は、変えてほしいと言ってる制度を変えませんかというのはなぜですかとこう聞いているわけで、我々議会としては、この第三者機関とか、あるいは監査事務局——監査委員さんのことだと思いますけども——に、その検討・判断を委ねるところになっているわけですけど、それがなぜそういうわけにいかないのかということについて、もう少し丁寧に説明があつていいんじゃないかと。

例えばこれ私見ですけど、第三者機関と言われてしまうと、個々の制度の適否について、そのことを検討するにふさわしい学識経験者をその都度集めなきゃいけないってことになりますね。なかなか一般論ではいかない。それから監査事務局とおっしゃっているんでそのまま使いますと、監査事務局で検討せいと言われても、これ監査事務局——監査委員さんですね、監査委員さんの設けている制度の趣旨が少し違うんですね。

それは会計処理の適正であったり業務監査のように、市民の財産ですから、それをきちんとやってもらってるかどうかということ、市長の財産処分権に対してチェックをしていくということですので、個々の制度の適否、当否について考えるという部署ではないので、部署って特別、すみません、独立行政委員会ですから決められた権限の範囲の中にあるので、それは残念ながらそういうわけにいきませんと。

例えば、制度の中でも人事に関わる制度がありますね。これは人事委員会があるわけです。人事委員会の制度云々については、そちらが独立行政機関なので、そちらがまた御専門ですから、専門外の監査委員さんがどうだこうだということ言うわけにもいかないので、制度一般についてのその当否について判断するわけには残念ながらいきませんという話になりますよね。

そういうことをきちんとなぜ説明しないのかと。これは市民の皆さんが行政の在り方を御理解いただくためにも必要な制度だと思うんですね。単純に市民の皆さんの御提案をお伺いすると、

意見を尊重するというだけではなくて、一方で市民の皆さんにこういう仕組みになっている、こういう思いでこういう制度を設けているということを、説明すべき責務がやっぱり行政の側にはあるのではないかと思うんですね。

どうもやっぱり私も残念だなと思うのは、市民の提案を受け入れますと、お伺いします、意見を伺いますということが仕事になってね——仕事になっていうたらどういうことかと言うたら、早くなんか時間的なもの、ゆっくり待たせてはいけませんから早くやらなきゃいけないんだけど、何かどうも形骸化されていると言われても致し方ないのではないかと、この程度の回答では分からないです。私も分からない。なぜ改正しないのか。

最後にあえて言えば、この制度の当否改変についてはですね、最終的には市長の権限だから、条例制定は議会のほうですけれども、規則制定権は市長さんにあるので、市長がどう考えているかということを回答しないんですか、結局。市長がどう考えているか、いやいや市長さんから私たちは専決処分していいよということに条例上なってるわけですから、それはそれでいいんだけど、任されてますと。任されているということは、市長の見解を私たちは専決処分していいということは代わりになっていう話なんで、市長さんが制度がこうなってるから変える意向はありませんと市長が言うんですか。皆さんは市長に代わってそういうふうに言ってただけど、それでいいのかと。

ちょっとくどくなりましたが最後に申し上げますとね、市長さんに言うか議会に言うかというのが回答なんだろうと私は思ってます。制度の当否改変に関わる話なので。陳情者は、私たちに對する市民の立場なのかどっちの立場なのかとこうおっしゃってるので、当たり前の話ですけど、私たちは市民の代表なので、市民の立場から申し上げるとすれば、今申し上げたように、もう少しこの制度の趣旨を改めて考え直していただいでですね、丁寧に、なぜこういう制度になっているのかということ丁寧に御説明いただく責務ということを改めてお考えいただきたいと思いませんけれど、いかがでしょうか。

○多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官 わたしから神戸市への提案の件でございます。

まずこの制度の趣旨としては、市民の皆様から市の施策あるいは事業・サービスについて提案をいただくことによって、そのサービスをよりよくしていくということが目的でございます。あるいは我々行政だけで気づきのない部分について御指摘いただいて、それをまた改善に努めていくというのが目的でございます。

このような中でやってございますので、まずは御提案というか御意見いただいた内容については、担当部局のほうで、もちろんおっしゃられたように、担当部局が一番その制度自体をよく熟知しているということで、そこでこの御意見についてどのように考えるかと考えて、先ほど御説明申し上げた回答すべき日までに回答するような形でやってございます。

ただ一方で、制度担当課だと、昔からの経緯であるとか、いろんなしがらみ等がございまして、結局やっぱり御意見いただいて、やはり何かを変えるっていうのは大きな決断というか、判断が要るところもございまして、そこで、やはりきっちり対応できないという可能性はもちろんございます。

そこで我々、昨年の2月からでございますが、行財政局の業務改革課と企画調整局の広報戦略部の広聴担当の職員がですね、わたしから神戸市への提案にいただいた項目について、全てチェックして確認しまして、所管が返した回答がこれでよかったのかどうかという視点で見てございます。それで、そのうちこれはもう少し検討したほうがいいのではないかとすることがあれば、

もちろんこれ第三者的な目線、あるいは市民に寄り添った目線で対応していきたいということでございますが、それについて所管課にしっかりヒアリングをして、この対応が適切であったかどうかというものを確認をしております。これが基本的な進め方でございます。

先ほど市長に報告というか判断をというお話でございましたが、市長には提案いただきました全ての要旨について報告をしておりますし、市長からは本会議の答弁でも、全て目を通してというふうなお話が、御説明がありました。さらに、我々が確認した中で、これは市長に報告しておいたほうが良いというような案件につきましては、市長に3か月に一度でございしますが、報告するような形にしております。

このような形で、いただいた提案を担当課だけで、独りよがりの判断に任せるのではなく、第三者的な確認を、点検をしながらやっている、このようにしてこの制度の趣旨に沿った対応をしていきたいと思っております。

○委員（吉田謙治） ということを御説明いただければいいんじゃないかと思うんですよね。だから、やってないわけじゃないんですよ。陳情者の話から少しずれますけれども、こういう皆さん市民からの意見みたいな、広報・広聴ですよ。これ行財政局がやってたんですよ。本当のところの理由っていうのは私もあんまり確認はしてませんが、企画調整局さんがおやりになることになってると。それは何でなんだろうっていうのもあるんですよ。

そういったこの制度の変更をしてる目的であったりとか、決して市民の皆さんからの御提案というか御意見をないがしろにしているわけじゃないわけで、ですから、全て市長に伝えていましてと言われて——これ市長の立場に立つとね、年間3,000件あるんでしょう。3,000件の話を一々一々って言ったら失礼だけど、お伺いはするんだけど、その全部に対して市長が回答するなんてことは到底物理的に無理だから、当たり前だけれども、補助機関としての皆さんがいらっやって、皆さんに任せるぞということで、皆さんが専決してもらっていいんだぞという制度になっているわけです。

ただ、それがやっぱり現場現場で形骸化しているんじゃないかという御指摘に対して、皆さんがお取組になっている状況であるとか、制度上の課題ですよ——課題って言ったらちょっとあれなんですけど、あんまり申し上げるとちょっと語弊もあるかなとは思いますが、やっぱり行政処分の違いと制度改変の要求の違いっていうのは、ベースが全然違う話ですよ。

行政不服審査法にのっかって云々の世界ではないわけです。じゃあそれを誰がやるかということについて、やっぱり選挙で選ばれる市長さんであるとか、選挙で選ばれる、つまり市民の皆さんの御意見を反映すべき私たち議員であるとか、つまり議会ですよ。議会のほうで制度検討をお願いすると、頼むぞというのが本来の在り方ということになるのかなと思うので、そういったことも含めて、回答する側として説明を尽くすという姿勢がないこと、私、事実なんじゃないかと思うんですよ。この簡単な——簡単になっていうか極めてシンプルに御回答されているんだけど、制度がこうなってますんで変えるつもりはありませんっていうのは、いやいや、そうなることを変えてくれって言うてることに対する回答にはなっていないですよ。なぜそんな回答を市民にお示しになるのかね。

これ重々、いやいや客観的な目で見ると、所管課だけではなくてっていうことも、じゃあ具体にはどうやっているのかと、なぜ行財政局から企画調整局に広報・広聴の部分を変えたのかということも含めて言ってあげないと、これは市長としても、本当は市長がまともに答えようとしたらもっと言いたいことは多分あるんだと思うんですよ。制度改変に大変熱心な市長ですから。

ということで御答弁を求めるわけじゃありますので、ぜひこのところは御注意をいただいて、制度が形骸化しているなんてことを言われぬように、丁寧な説明をお願いしたいということを申し上げて終わります。

- 委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。
- 委員（河南忠和） 今の御答弁でちょっと確認させていただきたいんですけど、3,000通を超える投稿がありますと。その中で昨年の2月から企画調整局と行財政局の方で全ての投稿について第三者的な視点で内容をチェックしていただいているということなんですけど、そのチェックしてですね、多分回答もチェックしてると思うんですけども、回答をチェックした上で、この回答おかしいよねってなった案件っていうのは何件ぐらいあって、その後どういういきさつになるんでしょうか。そこを確認したいです。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官 御質問の件でございます。昨年2月から11月までで全ての件数でいうと2,701件ございました。このうち市民に回答した時点での所管課の対応で、これ我々というか企画調整局・行財政局で確認する必要があるのではと考えたのが177件の項目でございます。
 その中で実際にお話をした結果、まず課題として受け止めるにとどまった、あるいは対応の必要がないというふうに回答しておったのが、当初は115件でございました。それが行財政局・企画調整局と協議した結果、結果として115件から、それが75件に減少してございます。この回答内容が変更したものにつきましては、再度御意見いただいた方に回答するというような形にしてございます。
- 委員（河南忠和） 分かりました。またそういう回答が変わったということですよ。変わった上で、その辺の内容っていうのは市長にはきちんと御説明は当然しているわけですか。こういうやり取りがあって、行財政局と企画調整局のチェッカーがちゃんとチェックして回答が変わりましたと、こういう方向でいきたいと思えますというのは、市長はちゃんと理解されているんですか。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官 先ほど申し上げました行財政局と企画調整局でチェック、確認したうちの一部でございますが、市長に我々として報告しておくべき必要があるものについては報告するようにしてございます。
- 委員（河南忠和） やっぱり今、吉田先生のほうから言われたようにね、やっぱりこういうのって役所じゃなくて公選職が、市長か議会がしっかりとこれを受け止めないといけないことだと私も思ったんで、そういったことはですね、もちろん市長に報告してるからっていうのもあるんですけども、積極的にやっぱり情報開示というか、どういう経緯があってっていうのも、議会にも私、実はお示しいただきたいなと思ったわけなんです。我々も市民の意見を吸い上げて議会で議論するようにはしてますけども、漏れてるやつが多分、わたしから神戸市への提案で多分入ってきてると思いますんでね、ですんで、役所が決めるのではなくて、あくまでやっぱり公選職——市民から負託を受けた市長なり、我々議会にもですね、そのやり取りっていうのは示していただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。私からの要望とさせていただきます。
- 委員長（吉田健吾） 他に陳情について御質疑は。
- 委員（森本 真） 陳情者はですね、第12条がおかしいんじゃないかと、改正してほしいということになっているんですけども、制定が令和元年でこの間2回改正が行われてるんですけど、令和

4年と令和7年に。この改正内容については、どんな内容ですか。市民の意見を受けて改正をされているんですか。

- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** 令和7年の改正につきましては、先ほど申し上げましたように、決裁区分というか回答するときに誰が決裁するのかというのを、重要な案件あるいは応対苦情につきましては、局長の決裁、さらに政策判断が必要、あるいは予算が必要になるような項目については、副局長あるいは部長の決裁にするという形で、決裁区分の変更という修正、改正になってございます。
- 委員（森本 真）** それまではどういう決裁区分だったんですか。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** それまでは、原則として課長が決裁するという形でした。ですから、それを局長級あるいは部長級に格上げするような修正をしております。
- 委員（森本 真）** 分かりました。じゃあその理由と、もう1つは、令和4年は分かりますか。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** すみません。令和4年につきましても決裁区分の修正に関する変更でございます。先ほど少し間違っております、令和4年は応対苦情については、当時の局室区長の決裁に変更したと。令和7年の変更で、応対苦情に加えて、重要な案件についても、局長が決裁する形に変更してございます。
- 委員（森本 真）** 分かりました。じゃあその理由、だから、市民からどうこう言われたのか、それともこういう対応——だから局長、副局長が対応しないといけない案件になったからこう変えたのではないかというふうに思うんですけど、それはいかがですか。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** この制度運用からしばらくの間は、やはり早く回答、10開庁日以内に回答するというのを重視してございました。それでやはり重要なものについては、やはりもっと慎重に検討してしっかり考える必要があろうということで、決裁区分を上位の役職の者に変更したものでございます。
- 委員（森本 真）** そういうふうに改正した理由は、だから課長の決裁というよりも課長が文章を書いて——書いているんだと思いますけど、重要なものとかですね、改善が必要なものについては、上部に上げるみたいな感じになっていると思います。陳情者が今陳情された中身でいうと、その回答の中身に不服がある場合はどうされるんですかみたいなことだというふうにも感じたんですけども、そういう場合は結局、もう前回ここに書いてあるように、前回、回答したから回答しませんという回答なんですかね。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** 一旦我々というか、各所管課のほうから回答して、それで再び御意見というか反対も含めておかしいんじゃないかというような意見をいただくことはございます。そのようなケースは、基本的に再度担当課のほうで検討して回答するような形にしてございます。
- 委員（森本 真）** ちょっとよく分からないです。反対だといった意見については、もう1回反対だと回答するんですか。何かよく分からない。
- 多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** すみません。反対だというよりも、神戸市の側から回答した内容について、納得できないというような御意見を再びいただくことはございます。その際は、再び、もう1度検討してお返事を返すような形にしてございます。
- 委員（森本 真）** それで陳情者は、検討したけど変わりませんということに対して、ちょっと今回の陳情が出ているというふうに思うんですけど、それを解決するために、陳情者は第三者機関、監査事務局と言ってるんですけど、それを解決するためには、企画調整局としてはどのよう

に考えているんですかね。

○**多名部企画調整局広報戦略部長兼広報官** まず、担当課のほうで回答いただいた内容については、先ほど申し上げましたとおり、行財政局と企画調整局でその全件をチェックしてございます。そこで、やはりさらにもう一步踏み込んだ対応、あるいは回答が必要ではないと言われるような項目について、先ほど申し上げたような形で所管課と協議して、本当にこういう形でよいのかどうかというのを検討しているというような状況でございます。

○**委員（森本 真）** すみません。ちょっと分からないところがあります。

例えばね、今、神戸市の公式LINEで建設局等で不具合があるところないですかと、発見したら、写真と場所とどんな状況かで送ってくださいよっていうふうに投げるっていうかな、LINE上で送ると、大体例えば道に穴が空いてますよとか、どこそこが壊れてますよというのは、ちゃんと対応をして、結果報告も含めて、全てとは言いませんけど、ほぼほぼ返ってきてるんですよ。だからそういう事例で言えば、市民というのは神戸市が市民の安全のために、市民が気づいたことについてすぐ対処してくれるっていうのは分かるんです。

これは、それこそ市民から神戸市に対して、苦情もあるかもしれませんが、その苦情がなぜ起こったのかということとか、市民が困っているんでこういうふうにしたほうがいいんだっていうような提案もいろいろあると思うんです。区分の中ではね。それで、実際に投稿して実現した中身もあると思うんですけども、やっぱり僕が思うには、市民が納得いくような対応をすることが大事じゃないかなというふうに思います。

もう1回、ちょっと納得いかんと言ってもう1回提案するというか、話合いの場になると、全く回答はできませんっていうふうな対応じゃなくて、もうちょっと寄り添っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○**委員長（吉田健吾）** 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○**委員長（吉田健吾）** それでは、この際、企画調整局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長（吉田健吾）** それでは、他に御質疑がなければ、企画調整局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様へ申し上げます。

この際、行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。当局がそろい次第、再開いたします。

（午前10時55分休憩）

（午前10時57分再開）

（行財政局）

○**委員長（吉田健吾）** ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより、行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案2件、報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

正木局長、着席されたままで結構です。

○正木行財政局長 ありがとうございます。行財政局長の正木でございます。恐れながら着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては100万円未満を省略して申し上げますので、御了承願います。

1 歳入歳出予算補正でございますが、歳入で243億8,600万円を、歳出で100億2,400万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げますので、2 ページの2 歳入予算の説明を御覧ください。

第1 款市税、第1 項市民税におきまして、収入見込額の補正により78億4,800万円を、第8 款地方消費税交付金、第1 項地方消費税交付金におきまして、交付見込額の補正により25億2,800万円を、第14 款地方交付税、第1 項地方交付税におきまして、交付見込額の補正により84億9,200万円を、第18 款国庫支出金、第2 項補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正により33億2,300万円を、第20 款財産収入、第3 項基金収入におきまして、預金利子等の補正により500万円を、第23 款繰越金、第1 項繰越金におきまして、令和6 年度一般会計決算剰余金により14億1,000万円を、第25 款市債、第1 項市債におきまして、発行見込額の補正により7 億7,700万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

続きまして、3 ページの3 歳出予算の説明を御覧ください。

第1 款議会費、第1 項議会費におきまして、市会議事堂整備費として7,200万円を増額しようとするものでございます。

第2 款総務費、第1 項総務費におきまして、退職予定人員の減に伴う補正等として1 億6,000万円を減額、第3 項徴税費におきまして、課税システムの改修等に伴う補正として7,200万円を増額、第4 項財産管理費におきまして、宅地供給に向けた測量等に伴う補正として1,200万円を増額しようとするものでございます。

第15 款諸支出金、第1 項繰出金におきまして、一般会計繰出しの補正として、介護保険事業費など7 会計へ総額69億900万円を増額、第3 項雑出におきまして、一般会計繰出しの補正として財政調整基金造成費及び公債基金造成費として31億1,800万円を増額しようとするものでございます。

5 ページの4 繰越明許費補正を御覧ください。

第1 款議会費、第1 項議会費におきまして市会議事堂整備を、第2 款総務費、第1 項総務費におきまして本庁舎1 号館改修等など2 事業を、第3 項徴税費におきまして課税システム改修等を、第4 項財産管理費におきまして宅地供給に向けた測量等をそれぞれ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、6 ページの予算第38号議案令和7年度神戸市公債費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1 歳入歳出予算補正でございますが、歳入・歳出ともに56億6,800万円を増額しようとするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げますので、7 ページを御覧ください。

2歳入予算の説明を御覧ください。

第1款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、新都市整備事業会計閉鎖に伴う余剰資金の繰入れ等により、56億6,800万円を増額しようとするものでございます。

3歳出予算説明を御覧ください。

第1款公債費、第1項公債費におきまして、満期一括償還積立金等の補正として56億6,800万円を増額しようとするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

報告事項といたしまして、第2期神戸市公共施設等総合管理計画（案）につきまして、御説明を申し上げます。

1. 意見募集結果の概要でございますが、令和7年12月3日から令和8年1月9日にかけて計画素案に対する意見募集を実施し、6通13件の意見が提出されました。意見の内訳といたしまして、計画全般に関するものが2件、公共施設等全般に関するものが3件、特定の施設・施策に関するものが8件ございました。

2. 意見の概要と市の考え方につきましては、9ページから10ページにかけ、資料1にまとめております。

3. 第2期神戸市公共施設等総合管理計画（案）でございますが、今回提出された意見の趣旨は計画素案に包含されていることから、計画素案から内容の変更はございません。内容につきましては、11ページから18ページにかけ、資料2にまとめております。

4. 今後の予定といたしまして、今年度中に第2期計画を策定・公表したいと考えております。

以上、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち行財政局関係について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 次に、予算第38号議案令和7年度神戸市公債費補正予算について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、次に、報告事項第2期神戸市公共施設等総合管理計画（案）について、御質疑はございませんか。

○委員（河南忠和） 質疑はしないんですけども、私のちょっと思いというか、意見だけちょっと申し述べたいと思います。

これ前回、私、素案が概略版だと思ってて、ちょっとちぐはぐな質疑をしてしまったんですけども、私はこれはですね、もう骨と皮があるとすれば、もう骨だけになっているような気がするんですね。これ俯瞰して見てみると、やっぱり内容的にどこの自治体でも当たり前持っている課題の羅列にすぎないなど、私は実は思ってます。私が思っているようなこの計画っていうのは、やっぱりこんだけ老朽化していくけども、どこは守ってどこは減らすとかですね、そのめり張りをどうするんだというのを、神戸市として全体をこう書くのであればね、そこが見えるようなものであれば、なお一層よかったのかなと私は思ってます。

全部それぞれ各局がインフラをどうやっていくかってのはもちろんつくっているんだけど、それを全部合わせて、神戸市としてはどこをやっていくんだ、ここはちょっと抑えようよっていうのが見えるような計画であれば、私はすごいいい計画であるなと思ったんですけど、もし何かコメントあれば、局長、いかがでしょうか。

○**正木行財政局長** ここは、この計画自体は全般的な話で、各分野については各分野、各局中心に検討していくということになりますけれども、おっしゃるとおり、じゃあその分野間でどうしていくのか、めり張りをどうつけていくとかということは、非常に、それは全体を調節する行財政局の役割かなと思っておりますので、そこは各局としっかり議論しながら、予算の編成の中等において、しっかりその観点は、取り入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○**委員（河南忠和）** もちろんこれは了といたしますが、次の総合管理計画にはですね、ぜひその視点を入れていただければありがたいなと思います。

○**委員長（吉田健吾）** 他に御質疑はございませんでしょうか。

○**委員（森本 真）** 基本的に長寿命化とかいろいろ必要なことはあると思うんですけど、市民意見6通しか来てませんけども、その市の考え方、行財政局が書いていると思うんですけど、いただいた御意見・御要望は今後の参考とさせていただきますっていうのが結構書かれているんですけどね、いや本当にこの御意見・要望は今後の参考にさせていただいている、いただくのかどうなのか、これは先ほどの話もありました、各局との関係でどうなのかということをちょっとお伺いしたいんですけど。

○**安居行財政局副局長** 今回、パブリックコメントを取りまして、6通13件の意見が提出されたところでございます。特定施設に対する意見が割と今回多かったんですけども、それにつきましては各局のほうにお伝えをさせていただきますまして、また各局におきまして個別の計画等をつくるということになっていきますので、その際の参考として、各局において判断をされるというふうに理解してございます。

以上でございます。

○**委員（森本 真）** 分かりました。それで結構です。

○**委員長（吉田健吾）** 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○**委員長（吉田健吾）** それではこの際、行財政局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員（森本 真）** 市役所2号館のことについてお伺いしたいというふうに思います。

2号館は、最初の計画では行政機能について110億円ということですね、お隣の連絡ロビー・エネルギー施設については75億円っていう想定をしていました。今後の検討においては、財政負担の軽減を考慮しながら精査を進めるんだということになってたんですけども、何かもう倍以上に、2号館の行政施設の金額が上がっているというふうに思うんですけども、これ実際どうなっているのでしょうか。

○**坂井行財政局副局長** 2号館の再整備の事業費につきましては、先ほど御指摘いただいたとおりにかと思っております。ここ数年建築物価の上昇が続いておりまして、加えて人手不足や働き方改革の推進の影響によりまして労務単価の上昇が続いておりまして、全国的に建設費が高騰しておりますところでございます。

ですので、これまでも都市局と連携を図りながら事業者とも協議、交渉を重ねまして、コスト縮減に今も取り組んでいるところでございます。

○委員（森本 真） コスト縮減に取り組んでるんじゃないかと、その110億円は、今現在幾らになるろうとしているんですか。まだ全然、隣の2号館、地下というかな、土台というか、をやっているんですけども、まだまだ造るまでに年月がかかる中でもう増えないのか、増える可能性があるのかっていうことをちょっとお尋ねします。

○坂井行財政局副局長 予算の関連議案でございますので、また別での御審議になろうかと思いますが、216億円を見込んでございます。

○委員（森本 真） 分かりました。じゃあ、財政負担の軽減を考慮しながら精査を進めるっていうんじゃないかと、もう今の物価高騰、資材高騰や人手不足の関係で、どんどん増えても構わない、しょうがないという考えなんですかね。

○坂井行財政局副局長 先ほども申し上げたとおり、当然コストの意識は持ちながら事業者と協議を重ねまして、仕様の見直しなど、コストの縮減は当然図っていきながらですね、とはいえ2号館の再整備事業というのは都心の再開発の観点で非常に重要なプロジェクトでございますので、コスト縮減を進めながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（森本 真） 分かりました。結構です。

○委員長（吉田健吾） 他に所管事項について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、御質疑がなければ、行財政局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、地域協働局が入室するまで暫時休憩いたします。当局がそろい次第、再開いたします。

（午前11時10分休憩）

（午前11時12分再開）

（地域協働局）

○委員長（吉田健吾） それでは、ただいまから、総務財政委員会を再開いたします。

これより地域協働局関係の審査を行います。

それでは、議案3件、報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

金井局長、着席されたままで結構です。

○金井地域協働局長 それでは議案3件、報告2件につきまして御説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、地域協働局関係分につきまして御説明いたします。なお、説明に際しましては1,000円以下を省略させていただきます。

2ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算の説明です。表の補正額の欄を御覧ください。

（1）歳入につきまして、第18款国庫支出金、第2項補助金として5,968万円を、第21款寄附金、第1項寄附金として1,000万円を、第22款繰入金、第2項基金繰入金として2,070万円を、第25款市債、第1項市債として6,100万円をそれぞれ増額しようとするものです。

（2）歳出につきまして、第3款市民費、第1項市民費として1億5,871万円を増額しようとする

るものです。

3ページを御覧ください。

事業の概要ですが、住民記録システム改修として、戸籍への氏名の振り仮名追加等に向けたシステムの機能を整備するため5,968万円を、慰霊と復興のモニュメント改修として、水景設備の更新及び照明設備を更新するため2,070万円を、海外移住と文化の交流センター改修として、別館屋上の防水工事及び全館LED化を実施するため6,833万円を、企業版ふるさと納税等（こうべ女性活躍プロジェクト）寄附金の積立てとして、受領した寄附を基金に積み立てるため、1,000万円をそれぞれ増額しようとするものです。

3繰越明許費補正ですが、人材育成拠点整備、区庁舎改修、住民記録システム改修、慰霊と復興のモニュメント改修、海外移住と文化の交流センター改修をそれぞれ翌年度へ繰り越そうとするものです。

4債務負担行為補正ですが、地域交流センターの指定管理期間として、令和10年度まで債務負担行為を設定するもので、限度額は10億9,400万円です。

続きまして、4ページを御覧ください。

第102号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件につきまして、御説明します。

本件は、地域活動拠点として新たに整備中である雲中地域交流センターの建物に住居番号が付定されたことに伴い、所在地等を変更しようとするものです。また、山手地域交流センターの休止に伴い、規定の改正等をしようとするものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

第103号議案指定管理者の指定の件（神戸市立魚崎南地域交流センターほか）につきまして、27ページの参考資料を基に御説明いたします。

まず、地域交流センターのうち、公募により候補者を選定した施設は、熊野地域交流センター、太山寺地域交流センターの2施設で、指定管理者は中道ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人社会還元センターグループわの2団体。指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

選定の理由は、施設運営、事業実施における基本方針が地域交流センターの運営指針と合致していること、住民ボランティアや地域団体との連携による地域に密着した管理運営の提案がなされていることから選定しました。

続きまして、29ページを御覧ください。

地域交流センターのうち、非公募により候補者を選定した神戸市立魚崎南地域交流センターほか178施設につきまして御説明します。

指定管理者は魚崎南ふれあいのまちづくり協議会ほか178団体、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

選定の理由は、ふれあいのまちづくり協議会については、各地域福祉センターの指定管理者として地域人材の発掘や連携、センターを活用した地域における福祉、交流事業の推進に長年取り組んできた実績があり、今後も地域、施設の活性化に期待することから選定しました。

なお、公の施設の指定管理者制度の運用指針の公募の例外である、地域に密着した施設で地域人材を活用する場合に該当するため、公募外選定としています。

続きまして、31ページを御覧ください。

IV第6次神戸市男女共同参画計画の策定について御報告します。

目的は、現計画の期間が2026年3月で満了するため、後継計画の策定を行うものです。

進捗状況及び今後の予定は、2025年3月17日から11月20日まで4回の審議会を開催し、計画案を決定しました。その後、12月19日から2026年1月24日まで実施したパブリックコメントを受けて、3月に後継計画の策定を行うものです。

計画の概要ですが、第6次計画は第5次計画までの取組や社会情勢、国と県の動きを踏まえ、今後5年間に神戸市が進める施策の方向性をまとめたものです。

男女共同参画計画とDV計画を統合し、困難女性支援計画としての位置づけも併せ持つジェンダー平等や女性の人権尊重に向けた総合的な計画としています。

基本目標1では、社会・経済・企業など、あらゆる分野における女性の活躍と参画拡大に向けた取組を整理しました。

基本目標2では、全ての人が働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の意識や行動に関する取組を重視しました。

基本目標3では、DV計画と困難女性支援計画を兼ねる観点から、DVや経済困窮など、困難を抱える女性への支援や、その予防に関する取組を網羅的に取り上げています。

基本目標4では、男女共同参画の視点に立った社会づくりと理解促進について現計画を踏襲する内容としました。

数値目標は、女性活躍の推進、参画拡大やワーク・ライフ・バランスに関する指標を設定しました。

計画案は33ページから51ページに全文をつけておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、52ページを御覧ください。

工事請負契約の締結（地域協働局関係分）について報告いたします。

2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和7年9月1日から令和8年1月31日の期間における該当契約は、生野高原急傾斜地対策工事の1件です。

以上、議案3件、報告2件につきまして御説明申し上げました。何とぞ御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち地域協働局関係について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、次に、第102号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） それでは、次に、第103号議案指定管理者の指定の件（神戸市立魚崎南地域交流センターほか）について、御質疑はございませんか。

○委員（しらくに高太郎） 本議案の審議というか議決前に当たりまして、ちょっと確認をしたいことがございまして、ちょっと伺います。

私もあるふれまちさんから御相談がありまして、本当によく知らないことがたくさんあって恥ずかしいなと思ってたんですけども、今回、広くこの地域交流センターを使ってもらおうとい

うことで、運用なんかが見直されようとしてるわけですけども、例えば時間は朝9時から夜9時までだと、休みはこういうことだという話が一律に来てるわけですけども、今、例えばあるふれまちさんの現状としては、例えばある曜日を今休みにしているんやけれども、そこをなぜ休みにしているかという、なかなかその曜日が、今の役員さんとかメンバーの中で、なかなか開けることが難しいと。あるいは夜も働いている人が多いからなかなか難しいなというような面があると。それは役所さんからしたら、電気錠で自由にしてもらったらいんだと考えているかもしれませんが、やはりきちっとどういう方に使ってもらうんかと、センターを管理するという意味では知らない人に来てもらって、物がなくなったり、あるいは汚されたりとかいうことだっやっぱり管理者としては気になることです。当たり前のことですけども、そういったときにですね、ふれまちさんがなかなかこの、今の運営よりも今回4月から少し幅が広がったというのか、受けるほうにしたら少し負荷がかかったといいますかね、そういうことについて、そのなかなか難しいなという部分を、私はその区役所が中心になって何とかふれあいのまちづくり協議会、この運営を、このセンター開館に当たって、しっかりと支えてやっていただきたいと考えておるんですけども、この件についてのちょっと見解を伺いたいと思います。

○**保科地域協働局副局長** 委員御指摘のとおり、区役所を中心にこれまでどおり、またこれまで以上に地域の活動について御支援していきたいと考えております。我々といたしましても、この見直しに際しまして、いろいろ制度上のことですか、いろいろなお問合せ直接いただくこともあれば、区役所を通していただくこともありまして、それぞれ役割分担もしながら、ただ、がちがちにそっちの仕事だからということではなく、協力して皆さんの活動を御支援していきたいと考えております。

○**委員（しらくに高太郎）** そこは非常に大事なところだなと私も感じてまして、要するに、ふれまちさんというのは地域団体であって、しょせんボランティア団体であるということなんです、大事なところは。ほかの指定管理はね、例えば文化センターとかね、あるいはそのポートオアシスだとか、あるいは婦人会館とかいろいろありますけども、そこは億というお金を出して、その常勤の職員さんを雇って、そして開館をさせるということが業務として行われているわけですけども、この指定管理とこの地域交流センターの指定管理とは全く違うんやというところを、これは強く認識していただきたいと。

今回、だって、センターはこれ全部で180か190ほどある中で大方180、ほとんどが引き続きこの今までのふれまちさんをお願いしようと、非公募でね、これまでやってこられたからという、その地域活動とその信頼をですね、神戸市さんとはできてるわけだから非公募でいこうと、こういうことですから、やっぱりこのふれあいのまちづくり協議会なりこの地域交流センターというのは、前も申し上げたんですけども、この神戸のまちづくりを形づくってきたこの大きな芯の1つであると私も考えていますし、これからもその部分はやっぱり大切にしていきたいし、もっと区役所の権能もそういう意味で私は増やしてやってほしいなと思っておりますので、ひとつここだけはよろしくお願ひしたいということでございます。

以上です。

○**委員長（吉田健吾）** 他に。

○**委員（森本 真）** 今回の指定管理について、1つは指定期間を延ばしてきた関係もあって、5年等なんですけど、これ初回ということもあるんだと思いますけど、なぜ3年なのかっていうことが1つと、もう1つは、地域のふれまちが取れなかったところに対して――2館あるわけです

けど、1つはNPO法人やと。もう1つは結構離れたところ、区内ですけど離れたところのふれまちが取るって、この選定基準がちょっとよく分からないんですけど、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

- 保科地域協働局副局長 1点目の3年間にした理由ですけれども、今回皆さんにいろいろ御説明させていただいたり意見交換させていただく中でも、とにかく1回やってみようみたいなお声を結構いただいております、地域の皆さんも一定チャレンジと受け取っていただいておりますので、3年間やっていく中でいろいろ課題ですとか、もう少しこうやって一緒に変えていこうみたいなところも出てくると思いますので、それを柔軟にできるだけ迅速に反映させたいということで、一旦3年間という期限に今回はさせていただいております。

続きまして、2館の指定に関してなんですけれども、1つのほうの熊野の地域福祉センターのほうで、今回珍しく違うふれまちさんがやっていこうということで手を挙げていただいて、審査のほうもさせていただいたんですけれども——審査員選びまして、庁内で審査会を開いて、それぞれ来ていただいて、どういうふうな管理をしていこうとか、どんな使い方、どんなふうに地域を活性化していきたいということを計画書と併せて、当然プレゼンしていただきまして、審査員のほうでもそれをきちんと聞き取って、いろいろその中で質問して、お答えもいただいたりしている中で、ふれまちさん、離れているとはいえ、いろいろこれまでも電子錠とかお使いの実績があって、離れたところでも一定できることもありますし、あと当然有人ですので、地域の方、これまで活動していただいた方も協力しながら、その有人管理のほうについても不安がないというようなお話も、我々も聞いていて不安を感じなかったもので、これであればちゃんとお任せできるなという内容で御提案をいただいております。

- 委員（森本 真） そしたら、その兵庫区の方でいうと、元のふれまちと——言うたらいろいろ先ほどもありましたように、ボランティア的に施設管理をしていただいている皆さんは、どういう状況になるんですか。そのふれまちとの。

- 保科地域協働局副局長 既に今、当番とか入っていらっしゃる方とお話もされていて、一定これからは引き続きお手伝いしたいと言ってくださる方がいらっしゃるかと伺っています。加えて、新しく今度こういふことであれば、それも地域の方の団体で使っていきたいというお声をいただいている新しい団体の方も、一定運営には協力していきたいというお話だということと伺っていますので安心しております。

- 委員（森本 真） 総じて指定管理料がね、1人の人件費にも満たないというか、ワーキングプア、1人が持ってもワーキングプアと言われるような低額ですよ。それは会議室の何かでもうけてくださいというふうに言われるかもしれないけど、いや本当にね、私はちょっと安価にこき使っているなというふうに感じています。

なかなか地域人材が発掘できてないところもある中で、名称も福祉が取れて交流になりましたけども、いろんなこれから始めるふれまちの皆さんの御意見もいろいろ聞いてですね、指定期間は3年だけでも、1年での、来年度の見直し必要なところがあれば、どんどん対応していただきたいと要望して終わります。

- 委員長（吉田健吾） 他に103号議案の御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） それでは、次に、報告事項神戸市男女共同参画計画（第6次）の策定について、御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 今回ですね、国の困難女性の支援推進の法律も踏まえてつくられたということになっているんですけども、1つは女性を支援する支援員の位置づけがされています。現在も各区に配置されている相談員の方がおられるんですけども、相談がDV相談とか、シングルマザーなどの様々な相談が寄せられているそうです。

今回、特に感じているのは、若い女性の相談はあまりないというふうに聞いているんですけども、今ちょっと若い女性に対するですね——新法でも強調されているんですけども、若い困難女性が相談する場所がこれまであまりなかったので、相談しやすい環境をつくっていただきたいというふうに思っているんですけども、どういうふうなことを考えられているのか、お伺いをいたします。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 今回の計画の中に、それほど明記をはっきりしているわけではないんですけども、策定時点から若年女性に対する対応というのは常に観点として持っておりました。今回の策定に当たりまして、私ども、福祉局やこども家庭局と一緒に当たってきたわけなんですけれども、実際にその若年——女性に限らないんですけど、若年の方々の支援をされているNPO法人なんかにも複数お話を聞きに行きまして、どういう課題があるかっていうのも一応把握はしております。

実際、NPOさんはアウトリーチは非常に得意で、そこは行政としてはなかなか手が出ないところではあるんですけども、一方でやっぱり行政に求めるものとしては、アウトリーチで自分たちがせっかくながつながった人たちをその後しっかり行政のほうにつないで、行政が持っているサービス、支援のほうにつないでいただきたいというような御意向を持たれております。

そういうことを踏まえて、私どもも今回の計画に沿ってですね、今持っている様々な支援策ございますので、そちらのほうにしっかりつないでいただいて、女性相談支援に各区に配置されておりますそういった職員を中心にして、必要なサービス——それは民間もそうですし、役所の中の関係部局もそうなんですけれども、必要なサービスにつないでいくことにしたいというふうに考えております。

○委員（森本 真） つなげていっていただきたいんですけども、そのために例えば公共施設とか公共交通であるとか、広報というか、チラシというか、ポスターというか、そういうことちょっと知らない人が多いんだと思うので、そういう人の相談がここでっていうかな、区役所であるとか、支援団体であるとか分かるような啓発活動をしていただきたいと思うんですけどいかがでしょう。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 御指摘ありがとうございます。例えば、私どもが実施しておりますワンストップ相談会であるとか、あるいはDV関係に関しましては、割といろんな場面を通じてPRはしているんですけども、それ以外の部分については確かに弱いなというところはございます。

特に、役所のどういうところにどういう相談をしたらいいのかっていうのは、もう少しホームページを充実させるとか、広報の方法は充実させていきたいと思っておりますので、今後、検討させていただきます。

○委員（森本 真） よろしくお願ひします。

それともう1点、若い女性が、ここにも書いてありますけど、性被害を受けている人や家に戻れない若い人などが住むところがないということで、東京ではトー横、大阪ではグリ下というようにところに集まる。集まって、またそれが性暴力や性被害を受けるような状況になっています。

それで神戸市では、若手居場所支援事業ここからプレイスということですね、更生センターを設けているわけですが、18歳から39歳の男性限定だと。女性は無いということで、そういう一ないけどつくってほしいというのがあります。それをどうするのかというのと、なければ、例えばDVやシングルマザーは市営住宅に入居できる機会があると。しかし、そういう人、若い女性に対してはないということ、ちょっと改善をしていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

- 村地域協働局男女共同参画センター所長 特に若年女性ですね、住宅困窮されているような方、なかなか家に帰れないような方に対応する方策なんですけれども、確かに先ほど申しましたNPOなんかにお話を聞きましても、ト一横・グリ下のようなところで、そういうところから女性にアプローチして自分たちで一旦引き取っていただいて、その後行政につなげたときにどうするかというのは確かに課題としてございます。

今現在、例えば公営住宅につきましては、定時募集だとかあるいは常時募集の中で生活困窮の方をちょっと配慮した形で受け入れる枠、そういう部分もつくっていただいておりますし、あとはくらし支援窓口のほうで当座の住宅入居に必要な給付金を設けていただいたりもしております。

あとはこれ民間の話になるんですけれども、例えば六甲ウィメンズハウスのようにですね、まさに若年女性の方に入っていただく施設もございます。ここは家賃がかかりますので、別の生活支援施策と一緒にということにはなるんですけれども、こういった施策を使いながら、女性相談支援員がこういうことも全て把握して適切な対応を取っておると思います。

引き続き、これ以外にもし必要な施策があるということについては、今後、関係部局と相談しながら検討していきたいというふうにいうふうに思っております。

- 委員（森本 真） 先ほど言われた、例えば市営住宅で生活困窮だと言われても、申し込んでから3か月も4か月もたたないと入れないんだから、その間どうするのかと。更生センターだと一応6か月入れると。食事も提供されると。所持金、いろいろありますけれども、お金持っても入れると。先ほど言ったウィメンズハウスなんかでいったら家賃かかるし、全ての皆さんが入れるわけでないと。くらし支援でも給付金って言ってもなかなかね、すぐじゃないんですよ。すぐ入れるような更生施設みたいなものも考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、よく考えてもらいたいという要望をして終わります。

- 委員長（吉田健吾） 他に報告事項についての御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） それでは、次に、報告事項工事請負契約の締結についてのうち、地域協働局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） それでは、この際、地域協働局の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（吉田健吾） それでは、御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、地域協働局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午前11時38分休憩）

（午前11時39分再開）

○委員長（吉田健吾） それでは、これより意見決定を行います。

それでは、予算第31号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、原案を承認するという意見と原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第38号議案令和7年度神戸市公債費補正予算についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第101号議案第6次神戸市基本計画-2035年の神戸-の策定の件につきましてはいかがでしょう。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、原案を承認するという意見と原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第102号議案神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第103号議案指定管理者の指定の件（神戸市立魚崎南地域交流センターほか）についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第174号「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（しらくに高太郎） 本制度の手續の件ですけれども、当局の答弁によりますと、所管課から始まって、そしてまた企画調整局・行財政局で第三者的視点で確認をしていく。そしてまたその上で、市長にも報告をしているという手續ということについては適正であるというふうに判断をいたします。

また、陳情者がおっしゃられたこの市民の声を反映できる制度ということについてなんですけれども、ここは私たちといたしましては第三者機関、あるいはこの監査事務局ということではなくて、私たち議会がその役目を果たすべきではないかと考えます。

以上をもちまして、私たちといたしましては審査打切といたしたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新の会としては、不採択といたします。本市は既に各種政策立案評価に際してパブリックコメントや第三者機関からの意見、議会における議論を踏まえて行っていることから、同制度に併せてさらに第三者機関を設置する必要性は低いと考えます。

また、監査委員は、市民から個別の提案を判断する権限は有しておりません。最も、市民からの提案・意見をより広く、効率的に市政改善につなげていくことは重要な視点であり、将来的にはAI技術等の最新テクノロジーを活用しながら、同制度のアップデートを図っていくことが求められます。

以上の理由から、不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） まず陳情者が実施要綱の改正を求めるも、改正を提案している対象の規則を根拠に改正予定がないというのは、誠意ある回答とは言えないと思えます。陳情者は、市民提案に答える部署を事務分掌規程上、所管部署とされている部署ではなく、別途設置する第三者機関もしくは監査事務局——これは監査委員のことと拝察をいたしますが、ここに判断させようとの御提案です。

御提案に関わる制度、その実施状況、市民意見などの情報を持っているのは所管部署であることから、第一義的には所管部署が回答をすることには妥当性があります。

先ほどの陳情審査でも申し上げましたけれども、第三者機関設置となりますと提案内容によって適切な構成員を用意する必要があり、また監査事務局はその設置趣旨が——これ監査委員でありますけど、設置趣旨が市長の財産処分権をチェックすることに限られ、市民からの御提案一般に対応することはできません。そして第三者機関であれ、監査事務局であれ、提案に回答しようとするれば、結局のところ所管部署に意見を聞くことになります。

ただ、この所管部署の回答に不満が示された場合はどうするかという点であります。陳情者は課税処分を例に、その不服申立制度の取組を——これは国税不服審判所でありますけれども、取組をお示しになりました。ただ、残念ながら条例・規則などで規定する制度に関わる、今回この当否の問題は行政処分の扱いではなく、立法論の議論になります。その当事者であり、責任者は市民から選挙で選ばれた市長であり、議会であります。

陳情者が誰が改正できますかのお尋ねに対する回答は、規則制定権を持つ市長です。規則を規定する条例を改正できるのは議会です。二元代表制で市長の市政運営をチェックするのも議会です。市長はどう考えているか、当局答弁にもありましたように、久元市長は、行財政局が行っていた市民意見の反映たる広報・広聴を企画調整局に移管し、複数局でより客観的な視点で市民の提案に応えようとしています。その取組についての市民理解を求めることも重要であります。

今回、この問題について議会に陳情していただいたことは、まさにこの議論を促すものであり、市民の参画と協働を市の基本に置くとする当局の取組をより強化するものと思えます。

以上のことから、陳情者の思いはしっかり受け止めさせていただきますけれども、市民提案の窓口、回答者を所管部署から第三者機関の設置、監査事務局への移管を行うことは、制度上難しい、無理がありますので、当陳情につきましては審査打切とさせていただきます。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を主張します。陳情者が述べたように、わたしから神戸市への提案の第12条の問題については、これまで2回改正が行われています。当局答弁があったように、課長から局長級へと重要度が増しているというのは、市民意見の中身が、我々——我々っていうか神戸市に対する提案が様々取り上げられてきたからだだと判断をします。

ただ、陳情者が言っているように、所管課ではなく第三者機関もしくは監査事務局が審査するという陳情事項になっておりますが、それは今回の議論で難しい問題だというふうにも判断をします。

ただ、陳情者がこの提案の制度の適正化っていうことで考えられた中身でありまして、今回で言えば、議論の中で、やっぱり陳情者が言うように、反論権じゃないですけども回答をしないという態度はいかなものかというふうにも思いますので、採択を主張します。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 審査打切でございます。

回答について所管課がするという事は妥当性があると思っております。また、企画調整局・行財政局で第三者的な視点というものは全ての投稿で行われているという説明もございましたし、これらのことに関して監査がするのは少しそぐわないという点からであります。

○委員長（吉田健吾） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 躍動の会は、陳情第174号「わたしから神戸市への提案」制度の適正化に関する陳情について審査打切といたします。

理由としては、陳情者の制度の提案の採否を判断するのは、所管課ではなく第三者機関を創設するか、または監査事務局が審議する制度に変更することの申出についてですが、市民の皆様からの声には、御提案であったり、提言、要望、意見、応対苦情、問合せや、職員応対等のお礼やお褒めの言葉などのほか、本市以外の外部機関に関するものなどの市民からの年間3,000通を超える投稿があり、企画調整局広報戦略部が受け付け、局長の答弁にもございましたように、投稿内容のうち、特に重要なものや応対苦情に関するものは、局長、室長、区長と関係当局機関のトップが決裁をしております。

また、手続・運用等に係る業務改善に関するものや、実現に当たって政策判断や予算措置が必要なものは副局長や所管部長決裁とするなど、慎重な判断の下、回答を作成していること、また、1年前からは企画調整局・行財政局で所管課に差し戻し、さらなる検討をしているとのことでもあり、局長答弁を了とするものではありませんが、陳情者の方の申出について、特に重要なもの、業務改善や政策判断や予算措置が必要な重要なもの以外は、所管課長の決裁で処理することについては、企画調整局・行財政局に慎重に吟味、チェックの上、提案者に寄り添っていただき、きちんと説明をし、市長にも報告をしていただくよう要望を付して、躍動の会は審査打切といたします。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りをいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択を主張される方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（吉田健吾） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。

（午前11時51分閉会）